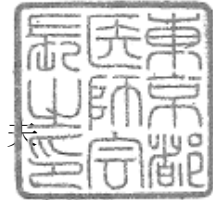


東都医保発第2435号
(地区第1399号)
令和2年11月27日

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治 夫



新型コロナウイルス感染症に係る行政検査におけるPCR検査の取扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、日本医師会並びに東京都福祉保健局から別添のとおり通知がありました。

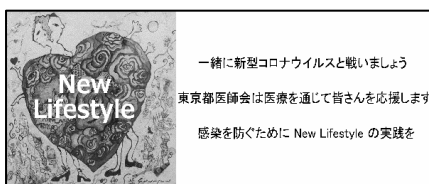
今般、新型コロナウイルスの新しい臨床検査「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」が追加されたことに伴い診療報酬の算定方法が一部改正され、実施上の留意事項についても改正された旨、令和2年11月19日付東都医保発第2353号(地区第1358号)「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」にてお知らせしたところです。

改正に伴って、従前の行政検査に関する厚生労働省通知中の「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」については、「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出(ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。))及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を含む。))」に読み替えて取り扱うこととされました。

これに伴い、行政検査の集合契約や直接契約についても既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除いて、「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。))及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」が含まれているものとみなされます。

東京都における行政検査についても同様に、現在契約締結済みの契約は前述の改正がなされたものとみなされ、11月11日(水)より「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」の実施及び検査料・判断料の公費での請求が可能になっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

(健Ⅱ346F)
令和2年11月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、令和2年10月19日付「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について」（健Ⅱ305F）をもって、お知らせしたところです。

今般、令和2年11月17日付「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」（日医発第889号（保25））に伴い、関連する通知の取扱いについてとりまとめた旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡いたします。

貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年11月11日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
PCR検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年10月14日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和2年3月25日付け健感発 0325 第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年5月22日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和2年11月11日付け保医発 1111 第1号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査におけるPCR検査の取り扱いについて」（令和2年7月22日付け事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を含む。）」と取り扱う。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
- ・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。以下「3 月 25 日課長通知」という。）

2. その他

1. に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに 3 月 25 日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」が含まれているものとみなすものとする。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 検査班
(代) 03-5253-1111 (内線 8133)

事務連絡

令和2年11月25日

公益社団法人東京都医師会

会長 尾崎治夫様

東京都福祉保健局感染症対策部長

武田 康弘

SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて

平素より東京都における新型コロナウイルス感染症対策につきまして多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月1日以降、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書」により、都は各医療機関と委託契約の締結を行っているところです。今般、令和2年11月11日付保医発1111第1号「検査料の点数の取扱いについて」において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が追加されました。これに伴い、令和2年3月4日付健感発0304第5号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」も令和2年11月11日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査におけるPCR検査の取扱いについて」のとおり取扱うこととされました。

なお、「契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」が含まれているものとみなすものとする。」とあることを踏まえ、現在契約締結済みの契約は当該改正がなされたものとみなし、11月11日からSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の実施が可能となりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

関連通知、事務連絡

- (1) 令和2年11月11日付保医発1111第1号「検査料の点数の取扱いについて」
- (2) 令和2年3月4日付健感発0304第5号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」
- (3) 令和2年11月11日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査におけるPCR検査の取扱いについて」

(問合せ先)

東京都福祉保健局感染症対策部

事業推進課(検査体制担当) 一ノ関・堀内・坂本

電話(03)5320-4320